

道路工事施行承認申請書

令和 年 月 日

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業

施行者 北本市

代表者 北本市長 三 宮 幸 雄 様

住所

氏名

担当者（連絡先）氏名

TEL

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工 事 目 的			
工 事 場 所	区画道路 区 一 号線		
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先から
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先まで
工 事 期 間	令和 年 月 日から (間) 令和 年 月 日まで	工 事 概 要	
工 事 方 法			
施 工 後 の 物 件 等 の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄付します。 工事により道路となる土地は、別途手続きを経て寄付します。		
添 付 図 書	案内図 (1/10,000) 平面図 (1/250) 縦断図 (適宜) 横断図 (適宜) 構造図 (1/20) その他必要図面		

記入要領

- 本人以外の者（請負業者等）が申請しようとする場合は、**委任状を添付**してください。
- 申請者が法人である場合は、「氏名」欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、**担当者の氏名等を記入**してください。
- 申請者は、当申請書の正本の押印欄へ押印してください。
- 「工事目的」欄には、工事を必要とする理由を具体的に記入してください。
- 「工事方法」欄には、自分で工事をするときは「自己施工」と記入し、請負によるときは「請負施工」及び請負会社名・担当者名を記入してください。
- 「工事概要」欄には、工事の種類（例：歩道切下げ・取付・切土・盛土・側溝移設・街路樹移設・ガードレール新設・移設・撤去等）、歩道・車道・法敷（のりしき）の別及び施工数量を記入してください。なお、図面により示す場合は、その旨も記入してください。
- 各記入事項のうち、当該欄へ記入しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付してください。

※ 本申請書は、4枚複写になっております。

※ 添付図書等で不明な点がある場合は、担当におたずねください。

道路工事施行承認書

指令北都久第 号
令和 年 月 日住所
氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった道路工事については、下記のとおり承認する。

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業
施行者 北本市
代表者 北本市長 三 宮 幸 雄

記

工 事 目 的			
工 事 場 所	区画道路 区 ー 号線		
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先から
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先まで
工 事 期 間	令和 年 月 日から (間) 令和 年 月 日まで	工 事 概 要	
工 事 方 法			

承認条件

- 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別途の届出書を北本市長（以下「市長」という。）へ提出すること。
なお、完了届けにあたっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 市長が施工方法の変更・改善又は工事の中止を指示した場合は、直ちにこれに従うこと。
- 工事により道路の構造上必要となる土地は、権限を市（又は県）へ帰属せしめるようにすること。
- 工事に伴う現場発生品のうち、再利用可能な物件（ガードレール・ネットフェンス・側溝蓋等）は、市長が指示する保管場所へ搬入すること。
- 工事中の苦情及び第三者への損害は、承認を受けた者の責任において解決すること。
- 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、承認を受けた者の負担で原形に復旧すること。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため、市長が指示する道路標識その他工事標示施設を完備すること。
- 工事材料及び機械器具等は常に整理し交通の妨げにならないように注意して、工事の進捗よくに応じ逐次路外へ搬出すること。
- 工事時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。（警察協議（道路工事協議書）と同じ時間とすること。）

道路工事施行承認書

指令北都久第 号
令和 年 月 日住所
氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった道路工事については、下記のとおり承認する。

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業
施行者 北本市
代表者 北本市長 三 宮 幸 雄

記

工事目的			
工事場所	区画道路 区 - 号線		
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先から
	北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)		地先まで
工事期間	令和 年 月 日から (間) 令和 年 月 日まで	工事概要	
工事方法			

承認条件

- 1 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別途の届出書を北本市長（以下「市長」という。）へ提出すること。
なお、完了届けにあたっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 2 市長が施工方法の変更・改善又は工事の中止を指示した場合は、直ちにこれに従うこと。
- 3 工事により道路の構造上必要となる土地は、権限を市（又は県）へ帰属せしめるようにすること。
- 4 工事に伴う現場発生品のうち、再利用可能な物件（ガードレール・ネットフェンス・側溝蓋等）は、市長が指示する保管場所へ搬入すること。
- 5 工事中の苦情及び第三者への損害は、承認を受けた者の責任において解決すること。
- 6 工事に起因して既工作物を汚損又は損傷したときは、承認を受けた者の負担で原形に復旧すること。
- 7 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため、市長が指示する道路標識その他工事標示施設を完備すること。
- 8 工事材料及び機械器具等は常に整理し交通の妨げにならないように注意して、工事の進捗よくに応じ逐次路外へ搬出すること。
- 9 工事時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。（警察協議（道路工事協議書）と同じ時間とすること。）

道路工事施行承認申請書

令和 年 月 日

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業

施行者 北本市

代表者 北本市長 三 宮 幸 雄 様

住所

氏名

担当者（連絡先）氏名

Tel

印

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工 事 目 的									
工 事 場 所	区画道路 区 - 号線 北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内) 北本市大字下石戸下地内 (久保特定土地区画整理事業地内)							地先から 地先まで	
工 事 期 間	令和 年 月 日から (間) 令和 年 月 日まで	工 事 概 要							
工 事 方 法									
施 工 後 の 物 件 等 の 処 理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄付します。 工事により道路となる土地は、別途手続きを経て寄付します。								
添 付 図 書	案内図 (1/10,000) 平面図 (1/250) 縦断図 (適宜) 横断図 (適宜) 構造図 (1/20) その他必要図面								
道路工事施行承認審査用 兼 伺書						起案 令和 年 月 日			
						決裁 令和 年 月 日			
決 定	○条件付承認 ○不承認 ○返戻	市 長	副 市 長	部 長	参 与	副 部 長	所 長	G	L
主 幹	主 査	担 当	起 案 者	合 議	合 議	合 議			
事 務 審 査	公 開 区 分	非公開理由、部分	第 1 ガ イ ド	第 2 ガ イ ド	個 別 フ ォ ル ダ ー	保 存 年 限			
	1 公開 2 一部公開 3 非公開	条例第 条第 項 第 号				1 年未満 1 年 3 年 5 年 10 年 永年			
技 術 審 査									
					警察協議 第 号 令和 年 月 日				